

# 令和2年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 6

受 付  
税 印

受贈者の氏名

提出用

第一表の二 (令和2年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>○フリガナの濁点(゜)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日		令和 年 月 日 令和 年 月 日
	住宅取得等資金の合計額	③②	
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>○フリガナの濁点(゜)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日		令和 年 月 日 令和 年 月 日
	住宅取得等資金の合計額	③③	
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 平成 年 月 日	③④	
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	③⑤	
	住宅資金非課税限度額の残額(③④-③⑤)	③⑥	
	特別住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 平成 年 月 日	③⑦	
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	③⑧	
	特別住宅資金非課税限度額の残額(③⑦-③⑧)	③⑨	
贈与者別の非課税の適用	③②のうち非課税の適用を受ける金額	④⑩	
	③③のうち非課税の適用を受ける金額	④⑪	
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	非課税の適用を受ける金額の合計額(④⑩+④⑪) <small>(③⑥の金額と③⑨の金額の合計額を限度とします。)</small>	④⑫	
	③②のうち課税価格に算入される金額(③②-④⑩) <small>(③②に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small>	④⑬	
	③③のうち課税価格に算入される金額(③③-④⑪) <small>(③③に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small>	④⑭	

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。

(注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。

(注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(令2.10)

# 令和2年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

署 受 付  
税 印

受贈者の氏名



第一表の二 (令和2年分用)

控  
用

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

住宅取得等資金の非課税の計算	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所	フリガナ	氏名	続柄
生年月日	明治 1, 大正 2, 昭和 3, 平成 4	住宅取得等資金の合計額	32	
住所	フリガナ	氏名	続柄	令和 年 月 日
生年月日	明治 1, 大正 2, 昭和 3, 平成 4	住宅取得等資金の合計額	33	
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に 係る契約年月日	平成 年 月 日	34
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)			35
	住宅資金非課税限度額の残額 (34-35)			36
	特別住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に 係る契約年月日	平成 年 月 日	37
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)			38
	特別住宅資金非課税限度額の残額 (37-38)			39
贈与者別の非課税の適用	32のうち非課税の適用を受ける金額			40
	33のうち非課税の適用を受ける金額			41
贈与税の課税価格に 算入される金額の計算	非課税の適用を受ける金額の合計額 (40+41) (36の金額と39の金額の合計額を限度とします。)			42
	32のうち課税価格に算入される金額 (32-40) (32に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)			43
	33のうち課税価格に算入される金額 (33-41) (33に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)			44

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	.	.	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。

(注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。

(注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

## 〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

### (1) 下記(2)以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		～平成27年12月31日	平成28年1月1日～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月15日
種 類	省エネ等住宅（※）	1,500万円	1,200万円	1,000万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

※ 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

### (2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合（注2）〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月15日
種 類	省エネ等住宅	3,000万円	1,500万円
	上記以外の住宅	2,500万円	1,000万円

(注) 1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

- ・ 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
  - ・ 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
- 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

## 〔非課税の適用を受けた金額〕

### (1) 「平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額③⑤」欄

「住宅資金非課税限度額③④」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します（注）。

平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成27年分贈与税の申告書第一表の二③⑤欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の二③⑥欄の金額、平成29年分贈与税の申告書第一表の二③⑦欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の二③⑧欄の金額及び令和元年分贈与税の申告書第一表の二④⑨欄の金額の合計額）

### (2) 「令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額③⑧」欄

「特別住宅資金非課税限度額③⑦」欄に記載がある場合で、令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します（注）。

令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和元年分贈与税の申告書第一表の二④⑨欄の金額）のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額

(注) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合は、記入する必要はありません。